



松本イズミ / 松本いずみ 二次創作に関するガイドライン

松本イズミプロジェクトでは当日著作権システムを有するイベントに出展される方向けに対し、「アマチュア著作権」の直接受付を行っております。

メールによる簡単な手続きで「松本イズミ」「松本いずみ」の許諾作品に限り当日著作権許諾を結ぶことが可能です。



- ・イベント限定販売に限ります。(継続販売は要相談)
- ・申請締切期限などは設けておりません。(要相談)
- ・他社からも許諾が必要なものは「二重著作権」となります。各イベントの当日著作権申請ルールに従ってご申請ください。

松本イズミの公式設定資料もご活用ください

[公認申請に関する確認事項]

- 下記の事項をメールで事前にご連絡ください。
 - ・参加イベント名、販売予定価格、数量や再販予定など。
 - ・原型の画像 ※途中経過でも可
- サンプルを1個ご提出ください。
- 二次創作に限り「松本イズミ/松本いずみだと分かるデザイン」を抑えていれば、服装の変更やカスタマイズも許可いたします。
(カチューシャ順守)
- 成人向け表現は不受理です。
- 商品と説明書に©IZUMI Products Company の表記をお願い致します。
- 松本イズミ/松本いずみ公式ツイッター、Facebook、公式サイトなどで告知をさせていただきます。
- 同人誌などのグッズも上記条件に準じます。
(ただし委託販売に企業が係る場合は別途相談)
- 公認申請をご提出して頂いた方に、著作権許諾シールを郵送させていただきます。



松本イズミ/松本いずみ 使用のガイドライン

この「キャラクター使用のガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます)は、松本イズミプロジェクト(以下M.P.と表記)が著作権等の権利を有する、株式会社泉精器製作所広報担当キャラクター「松本イズミ」及び「松本いずみ」(以下「本キャラクター」といいます)を用いた二次創作活動に関する基本的なルールを定めるものです。

本キャラクターを使用して二次創作物(二次的著作物を含みますが、これに限られず、本キャラクターに依拠して作成された著作物を総称したものをいいます。以下同じ。)を制作し、公表したいと考える方は、その公表の際には、必ず本ガイドラインに目を通しいただき、本ガイドラインの内容を遵守いただくようお願いいたします。

1:本キャラクター

本ガイドラインにいう「本キャラクター」とは、「松本イズミ」「松本いずみ」の名称を付与し、その他容姿(デザイン)、性格等によって特徴づけられた抽象的存在、及び当該存在を表現するためのイラスト、映像等の当社の著作物をいいます。従って、「本キャラクター」には、ウェブサイト、カタログ、ポスターなどの販売促進物で使用されている「松本イズミ」「松本いずみ」に関する一切の画像、イラスト、映像、音声、キャラクター名称「松本イズミ」「松本いずみ」等を含みます。

2:使用許諾

当社は、以下の(1)の場合に限り、一般個人の方、または同人サークルが、本キャラクターをそのまま、又は本キャラクターの二次創作物を作成した上で、複製、上演、上映、公衆送信、展示その他頒布する非独占、譲渡不可、再許諾不可の権利を許諾します。

(1)以下に列挙する行為において、非営利目的かつ無償の場合。

本キャラクターを使用した自作絵の公開

フィギュア・ぬいぐるみなどの立体物の展示、頒布

ウェブサイト、ブログ、SNS、動画配信サイト等での本キャラクター及び本サイト(<https://www.izumi-products.co.jp/products/izumi/>)、株式会社泉精器製作所製品の紹介、同人誌その他の出版物・同人ゲームの配布及びコスプレ活動

(2)本キャラクターの使用に関する注意事項

松本イズミプロジェクト(以下M.P.)が本サイトやSNS等で公開する本キャラクターの画像をそのまま、または大きさを定める等の若干の加工をした上で使用される場合は、「IZUMI Product Company」の表示と、再使用の禁止を明記ください。

本キャラクターの二次創作物を使用等される場合は、当該二次的創作物が、M.P.の「松本イズミ」を題材にしている旨の表示を行うよう努めてください。

3:別途使用許諾が必要な場合

上記2:使用許諾(1)に列挙する場合以外は、別途M.P.の使用許諾が必要となります。

必ず事前に松本イズミプロジェクト担当(連絡先は末尾)までお問い合わせ下さい。

特に以下の各号の場合には、特に当社と個別に契約書の締結をお願いすることがありますので予めご了承ください。

(1)本キャラクターを営利目的(※)で使用する場合

(※)ここでいう「営利目的」とは、本キャラクターを使用した、イラスト、漫画、立体物、映像、ソフトウェア等において第三者から対価を取得すること、

又は第三者から対価を取得することを目的とすることを意味しますが、対価取得目的の有無を問わず、販売促進など何らかの形で本キャラクターの使用者が利益を得る場合を含みます。

(2)法人、又はその他の団体等(但し、同人サークルを除きます)が本キャラクター、並びに本キャラクターの二次創作物を使用する場合。

4:使用禁止

(1)2:使用許諾(1)の規定にかかわらず、本キャラクターを以下の態様で使用することを禁止します。

本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物の著作権者の社会的評価を損なうような使用

他者の権利を侵害する、または侵害のおそれがある使用、公序良俗に反する態様、その他本キャラクターのイメージを損なうとM.P.が判断する態様での使用

(2)M.P.の判断により、いつでも、本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物の使用の差し止め、許諾内容の変更、使用許諾の停止、その他当社が必要と判断する措置を行うことができるものとします。

5:使用許諾の終了

本キャラクターの利用者が、本ガイドラインに違反した場合は、本キャラクターに関する当社の利用者に対する使用許諾は自動的に終了するものとします。

6:本ガイドラインの変更

M.P.は、いつでも、当社ウェブサイト上などで変更の事実と変更箇所を告知し、本ガイドラインの内容を変更できるものとします。

本ガイドラインの変更は、変更後の本ガイドラインが本ウェブサイトに掲載された時点で有効になるものとし、本ガイドラインの変更後に本キャラクターを使用した場合は、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされるものとします。

7:その他

(1)本キャラクターの使用に際しては、本ガイドラインのほか、著作権法その他の適用法令を遵守してください。

(2)M.P.は、本キャラクターに関し、特定の使用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、その他一切の保証をいたしません。

(3)M.P.は、本キャラクター及びその二次創作物の使用により使用者に発生する損害、損失、費用、負担等(以下「損害等」といいます)について一切責任を負わないものとします。

(4)使用者が、本キャラクター及びその二次創作物の使用により当社に損害等を与えた場合は、その損害等の一切を直ちに補償するものとします。

■本キャラクター使用に関するお問い合わせ:

松本イズミプロジェクト 担当:増田 智治

お問合せ先:t.masuda@izumi-products.co.jp